公立大学法人熊本県立大学 第4期中期目標(素案)について

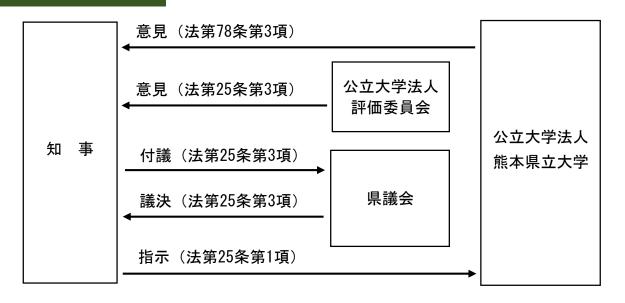
中期目標とは

- <u>知事が議会の議決を経て定め、大学に指示する目標。6年間に大学が達成すべき業</u> 務運営に関する目標を定めるもの。(地方独立行政法人法第25条第1項)
- 中期目標の指示を受けた大学は、その中期目標を達成するための具体的な計画(<u>中期計画)を定め、知事の認可を受ける。(地方独立行政法人法第26条第1項)</u>

第4期中期目標の期間:

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

中期目標の策定手順



中期目標策定に係る主なスケジュール(予定)

令和5年3月	公立大学法人評価委員会 目標検討状況報告
5 月	公立大学法人評価委員会 目標(素案)審議
6 月	6月県議会 目標(素案)報告
	パブリック・コメントの実施
10月	公立大学法人評価委員会 目標(案)審議
12月	12月県議会 目標の議案付議(議決)
	熊本県立大学に目標を指示
(参考) ~2月	熊本県立大学 中期計画を策定し、知事に認可申請
3 月	公立大学法人評価委員会 中期計画(案)審議
3 月	知事の認可

公立大学法人熊本県立大学 第4期中期目標(素案) 【 体系図 】

基本目標

地域社会を担う人材育成の拠点としての大学

地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学

地域社会における学習・交流の拠点としての大学

重 点 目 標

(1)教育の質の向上

(2) <u>大規模自然災害</u>からの復興支援を含めた 地域社会の発展に貢献する教育研究の推進

(3)グローバル化の推進

l 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

人材育成

<学士課程教育>

論理的な思考かつグローバルな視点で自ら課題を抽出・分析し、創造的解決策の提示及び総合的判断ができる人材

積極性、自律性及び行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材

地域課題の解決に向けた意欲と国際社会に興味・関心を持ち、性別、 年齢、人種や国籍、障害の有無等の多様性を認め、持続可能な社会 の構築に貢献することができる人材

コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネット ワークを形成できる人材

高い職業観を持ち、<u>持続可能な社会の構築に向け、</u>主体的に自らの 職業人生を構想・設計できる人材

<大学院教育>

国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や研究能力を応用できる人材。博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材

(1) 入学者受入れに関する目標

- ①入学者受入れ方針に基づく<u>選抜方法の工夫</u>、<u>多様な</u>学生の確保、 外国人留学生の増加
- ②大学院における多様な人材の受入れ推進

(2) 教育内容・方法等に関する目標

- ①社会の要請に合わせた教育内容・方法等の質的向上、 学生の視点に立った教育の実現
- ②創造的復興及び防災・減災に関する教育の推進、地域課題解決に取り組む実践的・総合的な教育の充実
- ③実践的な学びを通した外国語能力の向上、 地域社会の変容も踏まえた異文化理解及び多文化共生 の促進に向けた教育の充実
- ④教員の能力向上
- ⑤教育実施体制の整備

2 研究に関する目標

(1) 研究の方向に関する目標

独自性のある研究及び地域課題解決に役立つ研究の推進、 創造的復興及び防災・減災に関する研究の推進

(2) 研究の支援に関する目標

組織的な研究支援の促進

3 地域貢献に関する目標

- (1) 官民連携によるシンクタンク機能の充実・強化(DX推進の取組等)
- (2) 地域産業に関する共同研究等及び研究成果を地域社会に活用
- (3) 生涯学習と専門職業人の継続的職業能力開発支援の充実

4 国際交流に関する目標

- (1) 地域社会の変容も踏まえた学生の国際交流の更なる推進
- (2) 外国人留学生受入れの促進(情報発信や受入体制の充実)
- (3) 諸外国の大学等との研究者交流・共同研究等の推進

5 学生支援に関する目標

- (1) 学生のボランティア活動、課外活動の活性化と支援
- <u>(2)</u> 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育の推進
- (3) 地域産業界と協働した県内への就職の促進
- (4) 学生への経済的支援の充実
- <u>(5)</u> 学生の心身の健康に関する相談·支援

Ⅱ 業務運営の改善・効率化に関する目標

1 大学運営の改善に関する目標

柔軟かつ機動的な大学運営の推進

2 教育研究組織のあり方に関する目標

教育研究組織のあり方について不断に検討、適切に見直し

3 人事に関する目標

性別、年齢等にかかわらず能力が最大限発揮できる機会の 構築のための適正な人事・評価の実施

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の簡素化・合理化を進め、 DX推進等により効率的に事務処理

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保

2 経費の抑制に関する目標

効率的な運営による経費の抑制

Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

組織的なマネジメントサイクルの着実な運用

2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標

DXの進展も踏まえつつ、積極的な情報公開・発信による 大学の認知度向上

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

施設設備の適正な維持管理・計画的な整備改修、有効活用の推進

2 安全管理に関する目標

- (1) 情報管理・リスク管理の徹底
- (2) 防災対策の強化
- (3) 教職員の心身の健康保持増進、快適な職場環境の形成促進

3 人権に関する目標

人権尊重に関する啓発の推進

総務常任委員会報告資料② 令和5年6月議会 企画課

国の取組み		熊本県の取組み	
令和2年12月 (2020年) 令和4年12月 (2022年)	第2期「まち・ひと・しごと創生総合 戦略」(2020改訂版)(R2~R6) 改訂 ごジタル田園都市国家構想総合戦 略(R5~R9)	令和3年3月 (2021年)	新しいくまもと創造に向けた基本方針 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総 合戦略(R3.3月~R5)
	※国は、地方版総合戦略の改訂を 要請(努力義務)	令和5年 (2023年) 9月定例会	戦略改訂
		※令和6年度 (2024年度)	次期基本方針・総合戦略の策定

2. デジタル田園都市国家構想総合戦略

改訂前

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)

<R2.12.21閣議決定>

期 間 令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)

概要 4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における 様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、 「東京一極集中」の是正を着実に進めていく

~ 4つの基本目標~

稼ぐ地域をつくる とともに、安心して 働けるようにする

地方とのつながりを 築き、地方への新しい ひとの流れをつくる

結婚・出産・子育て の希望をかなえる ひとが集う、安心して 暮らすことができる 魅力的な地域をつくる

改訂後

デジタル田園都市国家構想総合戦略 <R4.12.23閣議決定>

期 間 令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)

方向性 地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において デジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図る ため、これらを実現する上で重要な要素として、 4つの類型に分類して、それぞれの取組みを推進する

~ 4つの施策の方向~

地方に仕事をつくる

観光DX、スマート農業等

人の流れをつくる

オンライン関係人口創出、 高校魅力化等

結婚・出産・子育て の希望をかなえる

母子健康手帳アプリ等

魅力的な地域を つくる

教育DX、MaaS等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

・デジタル基盤の整備・デジタル人材の育成・確保・誰一人取り残されないための取組み

3. 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂

現行

第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略 <R3.3月策定>

期 間 令和3年(2020年)3月~令和5年度(2023年度)

概要 地方創生の実現に向けて、これまで進めてきた取組みを 更に「深化」・「進化」 させ、4つの柱により施策を展開

> ※一部、「DXの推進」等、デジタル関連の施策を記載 (例:DX推進を支える人材の育成等)

~4つの柱~

令和2年7月豪雨からの創造的復興

新型コロナウイルス 感染症を踏まえた対応

熊本地震からの 創造的復興 将来に向けた地方創生の取組み

改訂案

新総合戦略(名称未定)

期間 令和3年(2020年)3月~令和5年度(2023年度) ただし、次期戦略が策定されるまで、なお効力を有するものとする。

方向性 〇 4つの柱は変更しない

- デジタルの力を活用した取組み及びデジタル実装の 基礎条件整備に係る取組みを追加
- 本県へのTSMC進出を受けた対応等について追加

~4つの柱~

令和2年7月豪雨 からの創造的復興

新型コロナウイルス 感染症を踏まえた対応

熊本地震からの 創造的復興 将来に向けた地方創生の取組み

デジタルの力を活用して 各取組みを加速化・深化

令和5年7~8月にパブリックコメント・熊本県地方創生会議での協議を実施後、 9月定例会において改訂内容を報告予定

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

1 「緑の流域治水」の主な取組状況

(1) 新たな流水型ダムの環境アセスメントの進捗状況

- ・国において、昨年11月14日に「環境影響評価方法レポート」を公表。
- ・一般からの意見、学識経験者及び関係市町村長の意見を踏まえ、<u>本年4月24日</u> <u>に知事意見を国に提出</u>。
- ・6月5日に、国の「流水型ダム環境保全対策検討委員会」が開催され、<u>流水型ダムの</u> 大型水理模型実験を視察されるとともに、ダムの施設の検討状況等について審議。
- ・今後、知事意見や委員会の意見等を踏まえ、<u>国において、調査・予測・評価を行い</u>、 その結果等を記載した環境影響評価準備レポートが、作成・公表される予定。

(2) 「緑の流域治水」の見える化の取組みについて

- ・本年3月、球磨川流域の地形や河川の特徴、「緑の流域治水」の取組み内容を分かりやすく伝える動画・立体地図・パンフレットを作成。
- ・現在、このコンテンツを活用して、<u>球磨川流域の児童・生徒への出前講座や防災</u> 主任研修での説明等の学校現場への取組みとともに、各市町村の防災会議の場を 活用して、「緑の流域治水」の取組みを発信。さらに、<u>知事の定例記者会見や県政</u> テレビを活用(6/30放送予定)し、流域住民のみならず、広く県民にも情報を発信。
- ・引き続き、<u>あらゆる機会を通じて、「緑の流域治水」に対する県民の理解を深め、</u> 更なる取組みの推進につなげていく。









(3) 球磨川流域治水協議会について

令和5年6月6日 第7回球磨川流域治水協議会 開催

出席者:知事、九州地方整備局長、九州農政局長

九州森林管理局長、熊本地方気象台長

球磨川流域市町村長

議 題:流域治水プロジェクトの更新及び取組状況

の報告 等



第7回流域治水協議会(R5.6.6)

2. 五木村・相良村の振興について

(1) 五木村の振興

- ・これまで国・県・五木村において、村の新たな振興計画の策定に向け、協議を重ねてきたが、本年5月15日、新たな振興計画を三者で合意。(計画概要は別添のとおり)
- ・<u>6月4日には、知事・木下村長出席のもと、村民説明会を開催し、知事から五木村の振興にかける決意を伝える</u>とともに、<u>新たな振興計画の内容を村民に説明</u>し、御意見等を聴取。
- ・県としては、新たな村の振興に向け、村民の皆様の声を受け止め、村民と一緒になって振興を進めていくことができるよう、<u>五木村に新たに2名の職員を派遣する</u>とともに、五木村役場内に「熊本県五木村振興相談室」を6月19日から開設。
- ・今後、国・県・村が一体となり、村の新たな振興に取り組んでいく。





(2)相良村の振興

- ・本年3月「第2回相良村振興推進会議」を開催し、昨年10月に<u>相良村から提案</u> いただいた村の振興策に対する県の取組みを知事から吉松村長に手交。
- ・<u>5月21日には、村主催の村民説明会において、知事が相良村の振興に対する考えをお伝えするとともに、村の振興策に向けた県の取組みを説明</u>し、村民の皆様から様々な御意見等を聴取。
- ・今後とも、村の意向を踏まえながら、相良村の振興が目に見える形で進んでいくよう、必要な取組みを進めていく。





"ひかり輝く"新たな五木村振興計画【概要版】

総務常任委員会報告資料③(別添資料) 令和5年6月議会 球磨川流域復興局付・河川課

1 五木村の現状と課題

人口の流出や産業の衰退に歯止めがかからない状況の中、更なる村の活性化に向 けた取組みは急務となっており、国、県は、村と一体となって、これまでにない新たな取組 みや将来を見据えた取組みを、危機感とスピード感を持って進めていく必要がある。

本計画は、平成21年に策定した「ふるさと五木村づくり計画」の取組みの成果を継 承した上で、新たな振興計画として策定する。

1.「ふるさと五木村づくり計画」の主な取組み

ハード事業

- ・ 渓流ヴィラITSUKI ・ 五木源パーク ・ 宮園地区公園整備
- ・ 五木村歴史文化交流館「ヒストリアテラス五木谷」





○ ソフト事業

ヒストリアテラス五木谷

渓流ヴィラITSUKI

- ・バンジージャンプやカヤック体験等のアクティビティの充実
- ・ 林業大学校県南校の開校 ・ ドローンスクールの開校
- ・ 新たな村の特産品(くねぶ)の生産拡大・商品開発
- ・県内初の「特定地域づくり事業協同組合」認定による雇用確保の取組み





特定地域づくり事業協同組合認定証交付式

2.課題

- ○デジタル化や新型コロナウイルス感染症、自然災害の激甚化・多発化などの様々 な環境の変化への対応が必要
- ○人口の流出や産業の衰退に歯止めをかけるため、総合的な子育で支援や新たな 平場の確保等を含む新たな振興策に積極的に取り組み、更なる村づくりの推進が 必要

2 計画の体系

「別紙」のとおり

3 計画の着実な実現に向けて

1. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から5年間を第1期とし、その後も含め今後の社会情勢 や村を取り巻く状況の変化を踏まえ、概ね5年毎に計画全体の見直しを行うものとする。

ふるさと五木村づくり計画 (H21~)

"ひかり輝く"

新たな五木村振興計画 (R5~, 第1期5年間)

・時代の変化に応じた新たな振興策

・五木村からの新たな提案項目

2. 迅速かつ効果的な事業の推進

具体的な事業については、基本計画の取組みの方向性を踏まえ、毎年度実施計画 を策定し、協議が整ったものから速やかに着手する。

また、村民の意向や社会情勢等を踏まえ、適宜、必要な事業の追加・見直しを行い ながら、効果的な事業の推進を図る。

> "ひかり輝く"新たな五木村振興計画 (第1期 基本計画)

> > R7年度

(第2期~ 基本計画)

R5年度 実施計画。

R6年度

R8年度 **´実施計画**/

実施計画

R10年度

協議が整った事業・取組みから速やかに着手

毎年度、国・県・村 で協議の上、決定

3. 計画の実効性の確保

(1)推進体制の整備

五木村の新たな振興に向けては、国、県が連携し、五木村と一体となって、本計画 に掲げる取組みを進めていく必要がある。

そのため、国・県・村は、毎年度、五木村の振興を協議する場を開催し、本計画に基 づく事業の進捗状況を確認するとともに、次年度の実施計画を策定する。

国(国土交通省)

能本県(五木村振興推進対策本部)

五木村の振興 を協議する場

協議が整った事業・取組み から速やかに着手

五木村(五木村再建対策本部)

(2)財政上の措置

国・県において、本計画に掲げる取組みの推進に必要な財政上の措置を最大限 講ずることとする。

ひ か 輝 新 た な 五木村

基本理念

誰も

かぐ

安全

安

に

住

4

け

若者が集ま

"

か

輝

新

た

な

五

木村

<目 指 す 姿>

<方 向 性>

<施 策>

生涯を通じて高齢者が安 心に暮らせ、子どもの笑顔 がはじける "五木村"

【方向性1】

生涯にわたり住み続け られる医療・福祉・教 育の推進

【施策①】誰もが安心して暮らせる"むらづくり"の実現

"ひかり輝く"新たな五木村振興計画(計画の体系)

【施策②】人と人とのつながりや地域の文化・誇りの継承

【施策③】 最先端技術を活用した便利な暮らしの実現(五木版DXの実現)

【施策④】少人数教育を生かした人材の育成及び子育て環境の充実

村内外の人が輝き、若者も 高齢者も住みよい環境と 生きがいを持って働ける "五木村"

【方向性2】

豊かな恵みを生かし た持続可能な産業と 雇用の創出

【施策①】豊かな森林資源の循環利用の推進による雇用と新たな産業の創出

【施策②】ゼロカーボン時代の"環境"を核とした新たな産業の創出

【施策③】農業・商工業・物産等の振興と人材の確保

【施策④】すまい・仕事と一体となった移住・定住の促進

誰もが安全・安心で、便利 で快適に暮らせる "五木村"

【方向性3】

新たな時代を見据えた安 全・安心を確保する生活 基盤の整備

【施策①】あらゆる活動の基盤となる通信ネットワークの整備

【施策②】新たな平場の確保や防災力強化による安全・安心な生活拠点の整備

【施策③】命・財産を守る気候変動に対応した流域治水の推進

【施策④】 道路ネットワークの強靭化・リダンダンシーの確保

五木村の魅力(宝)を求め、 国内外から様々な人が集う "五木村"

【方向性4】

豊かな自然やこれまで整 備した施設等を生かした 新たな振興

【施策①】豊かな自然を生かしたまちづくりの推進

【施策②】自然や観光・物産施設を生かした交流人口の拡大

「実施計画」 に基づく様 取組み